

## ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、ぎふ清流国体（以下「国体」という。）の競技会場となる施設（以下「競技施設」という。）の整備を図るため、競技施設の整備を行う又は市町村が組織した実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う特殊競技施設の整備に補助を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 一般競技施設 特殊競技施設以外の競技施設をいう。
- 二 特殊競技施設 県内に国体競技の実施可能な既存施設がなく、国体又は第67回国民体育大会競技別リハーサル大会開催基準要項（平成20年3月18日 第67回国民体育大会岐阜県準備委員会常任委員会決定）に基づくリハーサル大会（以下「国体等」という。）開催のために一時的に整備する競技施設をいう。

### (補助事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助基本額及び補助金額は、それぞれ千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 次の各号に掲げる経費は、補助事業に含まれるものであっても、特に知事が認めたものを除き、補助対象経費としない。
  - 一 用地の取得及び造成に要する経費（特殊競技施設の整備に必要となる地盤整地費を除く。）
  - 二 補償費
  - 三 一般競技施設における仮設施設の整備に要する経費
  - 四 他の県補助金の交付を受けて行う事業に要する経費
  - 五 この補助金の交付を既に受けた、一般競技施設の再度の改修整備に要する経費

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による交付申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 交付申請書（様式第1号）
  - 二 市町村競技施設整備計画書（様式第2号）
  - 三 収支予算書（様式第3号）
  - 四 工事費内訳明細書の写し
  - 五 国庫補助金等の交付申請書又は交付決定通知書の写し
  - 六 施設の配置図、平面図等の関係図面
  - 七 工事工程表
  - 八 現況写真
  - 九 その他知事が指示するもの
- 2 前項の交付申請書及び添付書類の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の5月31日までとする。ただし、これによりがたい場合は、別に知事が指定する日までとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第5号までに掲げる事項とする。

2 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、別途定める事前協議を経た補助金の増額を伴わない補助事業の内容の変更であって補助事業に要する経費の20%以内の変更、又は補助金の額の変更であって交付決定額の20%以内の減額変更とする。

3 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、様式第5号によるものとする。

2 知事は、規則第6条第1号から第3号までの承認をしたときは、事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、前条第1項の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、次の各号により行うものとし、それぞれ当該各号に定める期日までに提出しなければならない。ただし、知事は、必要と認める場合において、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

- 一 補助事業着手届(様式第7号) 事業着手後10日以内
- 二 補助事業完了届(様式第8号) 事業完了後10日以内

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 実績報告書(様式第9号)
- 二 事業実績調書(様式第10号)
- 三 収支精算書(様式第11号)
- 四 工事費内訳明細書の写し
- 五 補助事業に係る契約書の写し
- 六 国庫補助金等の交付決定通知書の写し
- 七 検査調書の写し
- 八 完成写真
- 九 その他知事が指示するもの

2 前項の実績報告書及び添付書類の提出期限は、事業完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、知事が必要であり、かつ予算の執行上支障がないと認める場合は、この期日

を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による通知は、様式第12号によるものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 知事が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず概算払いにより交付することができるものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 第10条の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項に基づき概算払いにより交付を受けようとする場合は、概算払請求書(様式第14号)及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(財産処分の承認)

第13条 規則第21条ただし書きに規定する知事が定める期間は、補助事業の完了から国体開催年度の終了までとする。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第14条 規則第22条に規定する知事の定める期間は、補助事業が完了した年度の翌年度から15年間とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

	補助事業	補助対象経費	補助率等
一般競技施設	<p>選手や監督が使用する施設、判定に必要な施設など、国体での競技実施に直接必要となる施設のうち、</p> <p>①国体競技施設基準に適合させるために行う施設の改修整備</p> <p>②競技団体からの指摘に基づき、円滑な競技運営を図るために行う施設の改修整備</p> <p>③競技団体からの指摘に基づき、安全な競技環境を確保するために行う施設の改修整備</p>	<p>工事費</p> <p>知事が認める経費</p>	<p>①補助率 1 / 2 以内</p> <p>②補助基本額 = A - ( B + C ) A : 補助対象経費 B : 国庫補助金 C : その他特定財源</p> <p>※千円未満の端数は切り捨て</p> <p>③補助金額 = 補助基本額 × 補助率 ※千円未満の端数は切り捨て</p> <p>④補助限度額 1 施設あたり 1 億円</p>
特殊競技施設	<p>選手や監督が使用する施設、判定に必要な施設など、国体等での競技実施に直接必要となる施設のうち、</p> <p>①国体競技施設基準に適合させるために行う施設の一時的整備</p> <p>②競技団体からの要請に基づき、円滑な競技運営を図るために行う施設の一時的整備</p> <p>③競技団体からの要請に基づき、安全な競技環境を確保するために行う施設の一時的整備</p>	<p>工事費</p> <p>（以下の経費を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の整備に伴い必要となる地盤整地費</li> <li>・施設のリース料</li> <li>・解体撤去又は原状回復を必要とする場合の当該経費</li> </ul> <p>上の経費を支出する実行委員会に対する負担金若しくは補助金</p> <p>知事が認める経費</p>	<p>①補助率 1 0 / 1 0 以内</p> <p>②補助基本額 = A - ( B + C ) A : 補助対象経費 B : 国庫補助金 C : その他特定財源</p> <p>※千円未満の端数は切り捨て</p> <p>③補助金額 = 補助基本額 × 補助率 ※千円未満の端数は切り捨て</p> <p>④補助限度額 知事が必要と認める額</p>